

## 大村市の特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び支援を行う。

## ○特別支援教育ネットワークの充実

- ・ 市内特別支援学級間の情報交換の機会充実
- ・ 各種研修会の充実

## ○外部関係機関との連携の充実

県立特別支援学校・県教育センターとの連携

## ○特別支援学級・県立特別支援学校合同行事の充実

合同行事（チャレンジ遠足・運動会・作品展）におけるねらいの明確化と具現化

大村市においては、市内の小学校11校、中学校5校に知的障害特別支援学級を、小学校6校、中学校4校に自閉症・情緒障害特別支援学級を、大村小学校・旭が丘小学校に肢体不自由特別支援学級を設置している。

また、大村小学校と竹松小学校に言語障害通級指導教室及び情緒障害通級指導教室を、郡中学校にLD・ADHD通級指導教室を、玖島中学校に情緒障害通級指導教室を設置し、特別支援教育の充実を図っている。さらに、幼児に対しても教育相談等を実施している。

各学校においては、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内における支援体制の充実を図っている。また、特別支援学級担任の研修会や特別支援教育コーディネーター研修会、通級指導教室担当者研修会などを定期的に開催し、情報交換及び事例研究を通して指導力の向上に努めている。特別支援学級の合同行事として、歓迎遠足、運動会、作品展や各ブロックごとの交流会等を実施している。

また、担当指導主事等が、就学指導及び就学相談を行い、適正就学がなされるよう活動をしている。

## (1) 特別支援学級一覧

(平成28年5月1日現在)

種別	知的障害														自閉症・情緒障害										肢体不自由	通級												
	鈴田小学校	三城小学校	大村小学校	西大村小学校	中央小学校	竹松小学校	萱瀬小学校	松原小学校	放虎原小学校	旭が丘小学校	富の原小学校	小学校計	玖島中学校	西大村中学校	郡中学校	大村中学校	桜が原中学校	中学校計	大村小学校	西大村小学校	竹松小学校	放虎原小学校	旭が丘小学校	富の原小学校		玖島中学校	西大村中学校	郡中学校	桜が原中学校	小・中学校計	大村小学校	旭が丘小学校	大村小学校	竹松小学校	大村小学校	竹松小学校	玖島中学校	郡中学校
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	1	1	1	1	1	5	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1	1	1	1	2	2	1	1
生徒数	3	5	5	2	4	6	2	1	3	5	5	41	3	6	6	5	3	23	7	本5 椿3	14	6	4	3	1	椿4	2	2	52	1	1	22	16	27	35	8	9	
担任数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	1	1	1	1	1	5	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	12	1	1	1	1	2	2	1	1	

※表中の「椿」は、情緒障害児短期治療施設 椿の森学園内に設置した特別支援学級

## (2) 各小・中学校における特別支援教育推進に対する支援

- ①市教育委員会配置の発達支援アドバイザーによる、児童生徒の発達検査、教職員や保護者への相談対応
- ②大村小学校に配置されている指導教諭による市内小中学校への助言等

## (3) 知的障害児童生徒の教育

児童生徒一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分に把握したうえで、個別の指導計画をつくり、少人数集団での指導をすすめている。

## (4) 自閉症・情緒障害児童生徒の教育

- ① 情緒面に障害があるために集団生活の適応が困難な子どもたちに対して、遊び・学習・運動等の教育活動を通して、個に応じた指導・助言をすることで情緒の安定を図り、よりよい集団適応を目指している。

また、専門家の協力を得ながら保護者をはじめ周囲の人々への働きかけ、助言等を行っている。

- ② 大村小学校「ひかり教室」、竹松小学校「のぞみ教室」、玖島中学校「みらい教室」への通級
- ◎ 通級級の障害の種類 自閉症、自閉傾向児、情緒未熟児、緘黙児、多動児、神経性習癖児 等
- ◎ 通級制 週1回～4回 ◎ 指導法 個別指導又は小集団指導（障害に応じて）
- ◎ 教育相談（未就学児含む）も随時受け付けている。

※ 保護者同伴・・・子どもの日常の様子把握と家庭での対処の仕方について指導を行う。

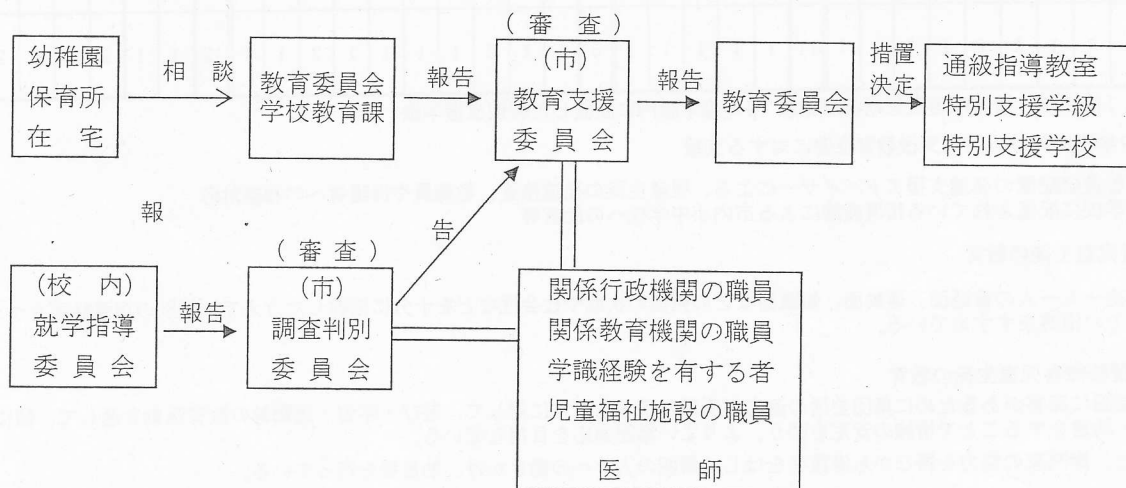
(5) 言語障害児の教育

- ① 話しことばに障害があるために教科の学習や社会生活への適応が困難で、本来の能力特性を十分に発揮教育的にその障害の除去や改善といった指導を行う。そうすることで、障害に負けることなく、明るく障害に負けることなく、明るく生きていこうとする基本的な心構えと態度を身に付けさせ、よ人間性の育成に努める。
  - ② 大村小学校「ことばの教室」、竹松小学校「こだま教室」への通級
    - ◎ 通級児の言語障害の種類  
話しことばの発達の遅れ（言語発達遅滞）、発音異常（構音障害）、吃音・口蓋裂
    - ◎ 通級制  
週1回～2回
    - ◎ 指導法  
原則として個別指導
    - ◎ 教育相談  
随時受付（未就学児も含む）
- ※ 保護者同伴・・・子どもの日常の様子把握と家庭での対処法について指導を行う。

(6) 発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育

- ① 通常学級に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等の発達障外害のある児童生徒は、在籍学級での集団生活や一斉指導による教科等の学習に不適応を示す場合がある。これらの状況に鑑み、個々の教育的ニーズに応じて次のような支援を講じ、個に応じた適切な支援を行うものとする。
  - ・学校の実情に応じたTT、習熟度学習などの少人数指導を実施する。
  - ・通級指導教室の活用や、特別支援学級との連携を図り、必要に応じて交流及び共同学習を仕組む。
- ② 中学校「Kira Kira教室」への通級
  - ◎ 通級生の障害の種類  
学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）他、個別支援が必要と認められる生徒（診断の有無によらない）
  - ◎ 通級制（週1～2回）
  - ◎ 指導法  
個別指導または小集団指導

(7) 大村市における教育支援委員会の組織



## 発達支援アドバイザーの設置について

### 1 特別支援に関わる長崎県の動向

長崎県では、通常学級の中で、発達障害を含む何らかの障害のある児が1割程度いるのではないかと推測している。そのため、今後も障害のある児の早期発見・早期対応を重視している。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）も平成28年4月1日に施行された。

そこで、長崎県は「長崎県特別支援教育推進基本計画」の第3次実施計画を1年前倒しで実施し、特別支援教育の充実を図ろうとしている。

### 2 大村市としては

大村市としても、特別支援教育の充実を図るために、発達支援アドバイザーを市独自に設置し、通常学級に在籍している児（通級指導教室利用児も含む）から特別支援学級に在籍している児まで、幅広く特別支援教育の推進を支援する専門員を配置することにした。

### 3 発達支援アドバイザーとは

大村市教育委員会 発達支援アドバイザー (就学相談員と兼務)

資格 言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションには言語、聴覚、発声・発音、認知などの各機能が関係しているが、病気や交通事故、発達上の問題などでこのような機能が損なわれることが考えられる。言語聴覚士はことばによるコミュニケーションに困り感がある方に専門的サービスを提供し、よりよい自立に向けた生活を構築できるよう支援する専門職である。また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応する。

特別支援教育士 (S.E.N.S センス)

特別支援教育士 “Special Educational Needs Specialist” 略称：S.E.N.S (センス) は、協会が認定する LD・ADHD 等のアセスメントと指導の専門資格である。



業務内容

発達支援アドバイザー 業務	就学相談員 業務
<p>①学校支援（教職員への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援のあり方についての助言等</li> <li>・ 発達検査の実施</li> <li>・ 就学相談で関わった児童生徒の就学後の継続支援</li> <li>・ 言語面での支援（言語聴覚士として）</li> </ul> <p>②保護者への支援（学校とともに）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悩みを抱える保護者からの相談・支援</li> <li>・ 保護者への啓発</li> <li>・ 障害に対する保護者への理解・啓発・促進</li> <li>・ 悩みを抱える親への助言</li> </ul> <p>③外部機関との連携・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、保育園（所）との連携</li> <li>・ 医療、福祉との連携・調整</li> <li>・ 大村地区特別支援協議会、自立支援協議会等との連携・参加等</li> </ul> <p>④研修講師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育に関する研修講師（特担会・通担会・特別支援教育C〇研）</li> <li>・ 校内研修講師</li> </ul> <p>⑤教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者対象</li> <li>・ 教職員対象</li> </ul>	<p>①未就学児の実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、保育園（所）などに訪問し、配慮を要する未就学児を把握する。</li> </ul> <p>②就学相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学に向けて、保護者と面談し適切な就学先について合意形成を図る。</li> </ul> <p>③就学時健康診断への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童面接の実施</li> </ul> <p>④調査判別委員会・教育支援委員会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月から12月初旬に行われる措置変更に関わる会に参加し、情報提供や就学に関する意見を述べる。</li> </ul> <p>⑤要配慮児に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未就学児における配慮事項などを情報提供する。</li> </ul>

4 発達支援アドバイザーの活用申請について

別紙様式により市教委へ申請をし、内容研等・日程調整のうえ派遣をする。原則、1か月前までに申請を行うこととする。また、1回の活用時間は、基本的に2時間以内とする。

# 発達支援アドバイザーの関わり

